

身体的拘束等の適正化に関する指針

1. 目的

サービスを提供するにあたり、利用者の行動を制限する行為をなくし、やむを得ない状況であってもできる限り制限のない方法を検討するなど、法人全体で「身体的拘束等の適正化」に取り組む上での指針として位置付けることを目的として本指針を作成する。

2. 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。社会福祉法人にちはら福祉会（以下、「法人」という。）は、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく役職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束をしないケアの実施に努める。

【基本的考え方】

- ① 身体拘束は廃止すべきものである
- ② 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ④ 身体拘束を許容する考え方はやめるべきである
- ⑤ ケアの本質を考える
- ⑥ 創意工夫を忘れない
- ⑦ 身体拘束の廃止・虐待防止に向けてありとあらゆる手段を講じる
- ⑧ やむを得ない場合、利用者・家族に対する十分な説明を行って身体拘束を行う
- ⑨ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない
- ⑩ 利用者の人権を第一に考慮する
- ⑪ 介護サービスの提供に誇りと自信を持つ

【対象となる具体的な行動】

- ① 徘徊しないように車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢等をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する
- ⑫ 本人を落ち着かせるために、自ら出られない場所や施錠ありの部屋へ移動させる
- ⑬ 行動を落ち着かせるために、職員の体で動けないように押さえつける
- ⑭ 場所の移動など、無理やり手を引っ張るような本人が嫌がる対応をする

3. 身体拘束等適正化委員会等の体制に関する事項

法人では、身体拘束等の適正化のための対策を検討するため身体拘束等適正化委員会を設置し、3月に1回以上開催する。その構成員については別に示す。

【役割】

- ① 各事業所における身体拘束等の現状把握及び改善についての検討を行う。
- ② 発生した身体拘束の状況、手続き、方法などについて検討し、適正に行われているかの確認を行う。
- ③ 委員会にて報告された事例を収集し分析する。
- ④ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。
- ⑤ 適正化策を講じた後にその効果について評価する。
- ⑥ 身体拘束適正化のための研修の実施を計画する。
- ⑦ 必要に応じて本方針の見直し、修正等について協議する。

尚、法人の身体的拘束等適正化担当者は特別養護老人ホーム星の里の施設長をもってあてる。

4. 職員研修に関する事項

職員に対する身体拘束の適正化のための研修の内容は、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識・情報を普及・啓発するものとする。当該研修については、法人が提供するインターネットを介した動画研修等を活用し、年2回以上の受講を義務付ける。その受講記録については電磁的記録等によって保存する。

5. 発生した身体拘束等の報告方法等の方策

法人において、利用者本人の身体拘束等をやむを得ず行う場合には、次の手続きに基づき利用者・家族に速やかに説明し、報告を行う。

【手続き】

- ① 委員会の開催
拘束による心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、例外3原則の要件すべてを満たしているかどうかについて検討する。
 - ❶切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しい
 - ❷非代替性：身体拘束その他の行動制限を行うほかに代替法がないこと
 - ❸一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- ② 利用者や家族に対しての説明と同意
身体拘束等の内容・目的・理由・時間帯・期間・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め同意を得る。
- ③ 身体拘束等の実施
検討された方法にしたがって実施する。
※ 深夜帯等で、委員会を経ず、また、利用者や家族の同意なく身体拘束等を行わざるを得ない場合には、複数人数でその適正さを検討し、プロセスやその根拠などについて記録に残す。その後、体制が整い次第、正規の手続きを行う。
- ④ 記録と再検討
対応内容及び時間・日々の心身の状況等の観察、やむを得ない理由などを記録する。また、早期解除に向けて、随時検討する。

⑤ 身体拘束等の解除

実施記録と再検討の結果、継続する必要性がなくなった場合は、速やかに解除する。
その場合は家族等にも報告する。

6. 利用者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針については、誰でも閲覧できるように事業所に備え置くとともに、法人ホームページにも掲載する。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。